令和3年11月19日 資料No.2 保 健 福 祉 常 任 委 員 会

生活福祉調整課

# 特別区人事及び厚生事務組合規約の変更について

特別区人事・厚生事務組合(以下「特人厚」という。)が設置運営する厚生関係施設 について、更生施設を順次、救護施設へ転換していくことになりました。これに伴い、 特別区人事及び厚生事務組合規約の一部変更が行われます。

# 1 規約の変更

特別区人事及び厚生事務組合規約の変更は、地方自治法第286条及び第290 条に基づき、各特別区議会の議決及び各特別区の協議が必要となることから、令和 3年第4回港区議会定例会へ議案提出を予定しています。

## 2 変更内容

特人厚が設置運営する厚生関係施設の共同事務に救護施設を追加します。 (変更内容は、別紙新旧条文対照のとおり)

## 3 変更の経緯

特人厚が設置運営する厚生関係施設については、平成30年8月に『厚生関係施設等の今後のあり方について 厚生関係施設再編整備計画(平成31年度~40年度)』(以下「平成30年再編整備計画」という。)が策定され、同年10月に厚生関係施設運営協議会に救護施設検討部会を設置し、更生施設に関する検討が行われました。

同部会による検討の結果、「更生施設利用者の生活課題が多様化し、また障害・傷病が重度化していることを踏まえ、利用者支援の充実や施設運営体制の強化のため、 更生施設を順次、救護施設に転換する必要がある」との結論に至り、特別区福祉主 管部長会での検討を経て、令和3年4月の特別区長会で了承されました。

#### 4 救護施設への転換が計画されている施設

(1) 更生施設・宿所提供施設淀橋荘(新宿区) 令和10年度の運営開始に向けて救護施設・宿所提供施設の併設施設として建 替え・整備します。(平成30年再編整備計画)

### (2) 更生施設浜川荘(品川区)

新たに救護施設を整備し、女性救護施設として運用します。(具体的な整備時期等に関しては、令和9年度に行う次期再編整備計画策定に係る検討会での検討を予定)

# 5 今後のスケジュール (予定)

令和3年11月 令和3年第4回港区議会定例会に「特別区人事及び厚生事務

組合規約の変更に関する協議について」議案を提出

12月 特人厚に議決謄本を送付

特人厚に協議書を送付

特人厚が東京都知事に規約改正の許可申請

令和4年 1月 東京都知事許可、規約変更公表

4月1日 変更規約施行

#### (参考)

- ① 救護施設とは、生活保護法第38条第2項に基づく保護施設で、「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う」ことを目的としています。
- ② 更生施設とは、生活保護法第38条第3項に基づく保護施設で、「身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う」ことを目的としています。
- ③ 宿所提供施設とは、生活保護法第38条第6項に基づく保護施設で、「住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う」ことを目的としています。
  - ※救護施設と更生施設の主な違いは、対象者のほか、職員配置基準で救護施設の 方が更生施設より多くの職員が配置され、そこに介護職員が含まれます。

特別区人事及び厚生事務組合規約(昭和二十六年東京都知事許可)の一部を変更する規約(案)

# 新旧条文対照

改正案	現行
(組合の共同処理する事務)	(組合の共同処理する事務)
第三条 この組合は、左に掲げる事務	第三条 この組合は、左に掲げる事務
を共同処理する。	を共同処理する。
一~七 (略)	一~七 (略)
八 生活保護法(昭和二十五年法律	八 生活保護法(昭和二十五年法律
第百四十四号)に定める <u>救護施設、</u>	第百四十四号)に定める更生施設
更生施設及び宿所提供施設並びに	及び宿所提供施設並びに社会福祉
社会福祉法(昭和二十六年法律第	法(昭和二十六年法律第四十五号)
四十五号)に定める宿泊所の設置	に定める宿泊所の設置及び管理に
及び管理に関する事務	関する事務
九~十一 (略)	九~十一 (略)
以什里山	

附則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。